

○国立大学法人埼玉大学倫理規則

改正 平成17.3.10 16規則211
〔平成16年4月1日〕
規則第 129号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 倫理基準（第3条－第7条）
- 第3章 贈与、所得等の報告及び公開（第8条－第12条）
- 第4章 倫理監督者（第13条－第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、本学の役員（非常勤の者を除く。）及び教職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規則の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規則において、「利害関係者」とは、役員及び教職員が職務として携わる、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

(1) 本学と売買、賃借、請負その他の契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 共同研究、受託研究の契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(3) 本学を受験しようとする者及びその関係者

(4) 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき特定個人（学生を含む）

4 役員及び教職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役

員及び教職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役員及び教職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役員及び教職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役員及び教職員の利害関係者である者とみなす。

- 5 他の役員及び教職員の利害関係者が、役員及び教職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役員及び教職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役員及び教職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役員及び教職員の利害関係者は、その役員及び教職員の利害関係者であるものとみなす。

第2章 倫理基準

（倫理行動基準）

第3条 役員及び教職員は、本学役員及び教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守する基準として、行動しなければならない。

- (1) 役員及び教職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (2) 役員及び教職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。
- (3) 役員及び教職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (4) 役員及び教職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
- (5) 役員及び教職員は、法令及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。

（禁止行為）

第4条 役員及び教職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの、又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

- (4) 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第23号）第2条第11項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食すること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (9) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び教職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。ただし、職務として出席した会議その他打合わせのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者（第13条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の遂行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
- 3 第1項の規定の適用については、役員及び教職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役

務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役員及び教職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 役員及び教職員は、私的な関係（役員及び教職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の遂行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 役員及び教職員は、前項の公正な職務の遂行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないかどうか判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

3 役員及び教職員は、同じ部署等で勤務した関係又は本学が行った研修若しくは本学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第6条 役員及び教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役員及び教職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第7条 役員及び教職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討議、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼職許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役員及び教職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の遂行に対する社会の疑

惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

第3章 贈与、所得等の報告及び公開

(贈与等の報告)

第8条 役員及び管理職の地位にある教職員（国立大学法人埼玉大学教職員給与規程に基づく管理職手当等の支給を受ける教職員をいう。以下同じ。）は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（「以下「贈与等」という。）を受けたとき、又は事業者等と役員及び教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び管理職の地位にある教職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、様式1号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長に提出しなければならない。

(報酬)

第9条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役員及び教職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって役員及び教職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

(報告書の保存及び閲覧)

第10条 第8条の規定により提出された贈与等報告書を受理した学長は、提出された日の翌日から起算して5年間を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、学長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これをすることができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。

(株取引等の報告)

第11条 役員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約券証券又は新株予約券付社債券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は

譲渡について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した様式2号による株取引等報告書を、毎年3月1日から同月31日までの間に、学長に提出しなければならない。

(所得等の報告)

第12条 役員は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した様式3号による所得等報告書を、毎年3月1日から同月31日までの間に、学長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその起因となった事実）

ア 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額

イ 各種所得の金額及び山林所得の金額のうち租税特別措置法の規定により、他の所得と区分して計算される所得の金額

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その起因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

第4章 倫理監督者

(倫理監督者)

第13条 役員及び教職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、学長が指名する理事又は副学長とする。

(倫理監督者への相談)

第14条 役員及び教職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(学長の責務)

第15条 学長は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役員及び教職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 役員及び教職員がこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処す

ること。

(3) 役員及び教職員がこの規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした役員及び教職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により、役員及び教職員の倫理意識の高揚及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第16条 倫理監督者は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 役員及び教職員からの第5条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 役員及び教職員が特定の者と社会の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役員及び教職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

2 倫理監督者は、役員及び教職員に、この規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(役員及び教職員がこの規則に違反した場合の対処等)

第17条 役員及び教職員に、この規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、倫理監督者は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員及び教職員がこの規則に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

第5章 雑則

(その他)

第18条 学長は、この規則の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17.3.10 16規則211)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

贈 与 等 報 告 書

埼 玉 大 学 長 殿

(所属部局)

(職 名)

(氏 名)

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と役員及び教職員の職務との関係及び当該役員及び教職員が属する行政機関との関係	

- (注) (一) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、役員及び教職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供給接待等の事実を、役員及び教職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、役員及び教職員が提供した人的役務の内容並びに役員及び教職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (二) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (三) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等役員及び教職員が価額を推計した根拠を記載する。
- (四) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

株 取 引 等 報 告 書

埼 玉 大 学 長 殿

埼 玉 大 学
 (職 名)
 (氏 名)

	年 月 日	株券等の種類	銘 柄	数	対 価 の 額
取					
得					
讓 渡					

所得等報告書

埼玉大学長 殿

埼玉大学
(職名)
(氏名)

		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得		
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	商品先物取引の事業(雑)所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡(雑)所得		
山林所得			

贈与税の課税価格	
----------	--

(注) 「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。